

平成28年10月16日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 消費者問題 その1
デート商法（恋愛商法）
- 一般社団法人について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内／事務所のご案内



vol.31



エバー総合法律事務所

消費者問題 その1

デート商法（恋愛商法）

一言 言葉巧みに好意を抱かせ、異性への恋愛感情を利用して契約させる商法で、恋愛商法や恋人商法ともいわれ、人の心理に付け込んだ古くからある詐欺的な商法です。

手口としては、異性との交遊を目的とするかのように装い、出会い系サイト、合コン、お見合いパーティー、アンケート、メル友などを通じて、接近するところから始まります。特に最近ではインターネット上のSNSによって見知らぬ同士の双方向の接触が容易になっており、様々な機会が狙われているといえます。

販売員が身分を隠して、食事やカラオケなどデートに誘い、接近します。被害者は、純粋に好感を持ち、交際している気持ちになりますが、その段階で、販売の仕事をしていることなどを明かし、商品を紹介して購入を誘うというものです。より悪質なケースでは販売員が勤務する販売店に誘い込んで他の販売員と取り囲んで軟禁状態で購入を迫るという強引なものもあります。

被害者の嫌われたくないという心理を巧みに利用して購入させる方法で、婚約や肉体関係を利用して購入させるものもあるようです。

商品は、宝石等のアクセサリ、絵画、毛皮や着物など高額なものが多く、男女にかかわらず被害が生じています。婚活サイトを通じて知り合ったケースでは投資用マンションを購入させられたという例もあります。国民生活センターの報告によれば、9割が20

歳代というように若い方が狙われておりますが、中年といえども例外ではないといえます。

このような被害に陥り契約してしまった場合でもクーリングオフという方法で解約が可能です。クーリングオフを記載した契約書面を受け取ってから8日以内に解約の意思表示をすることが必要です（特定商取引に関する法律の訪問販売の規定の適用。クーリングオフの方法については当事務所のホームページのエバーニュースバックナンバー Vol.3をご覧ください）。

販売員側ではクーリングオフの行使をさせないように、断りにくくするなどの妨害方法を講じてることがあります。そして行使期間を過ぎると連絡が取れなくなるのです。しかし、仮にクーリングオフ期間が経過していても、契約書面にクーリングオフが記載されていなかったり、説明に嘘があるなどの場合には、まだクーリングオフが可能な場合がありますので、お早目に弁護士に相談するようにしてください。また、事案によっては消費者契約法等他の法律によっても救済可能な場合（騙されたり、契約を拒否して帰りたいといっても帰らせないなど）もありますので安易に諦めないでください。

なお、金額が高額なため、クレジットカードを使用したり、審判会社の提携ローンを利用する場合があります。この場合でも割賦販売法によって、販売業者に対する抗弁を主張できる方法もありますので、併せてご相談ください。

無料相談会のご案内

平成28年10月18日(火)、10月26日(水)、11月2日(水)、11月10日(木)のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

一般社団法人について

法人にも様々な形態があり、会社法が定めているもので株式会社、合名会社、合資会社、合同会社があります。これ以外にも特別法で様々な法人形態が認められ、例えばボランティアなどを行うNPOと呼ばれる特定非営利活動法人もあります。かつては民法で社団法人及び財団法人について定められていたのですが、平成18年に公益法人制度改革が行われ、法人格取得の問題と公益認定の問題は切り離され、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が制定されました（平成18年成立、平成20年12月1日施行）。簡単にいえば社団とは人の集まりで、財団とはお金の集まりです。以前の財団法人では寄付行為という制度がありましたが、この法律ではどちらも定款を作成する必要があるとされました。今回は社団法人について述べます。

社員が2名以上で設立は可能であり、設立時の財産の有無については特に規制はありません。この法人が株式会社と異なる点は、社員に剰余金や残余財産の分配を受ける権利を与えることはできず、その旨の定めを定款に記載しても効力を有しないということです。後で相続税対策として利用されていることを述べますが、社員には持分や出資はなく、この点を利用しているといえます。

機関としては、社員総会、理事は必須の機関であり、理事会、監事、会計監査人を定款で設置することができ、規模などにより設置が義務付けられる場合もあります。それぞれ株式会社の株主総会、取締

役、取締役会、監査役などに相当するものであり、責任や義務なども類似の関係になっています。

公益認定を受ければ法人税の上でも優遇措置を受けられますし、公益認定を受けない場合には税法上は非営利型法人、普通法人の2種類として扱われます。

昨今、相続税対策としてこの社団法人の利用の推奨が散見されます。これは、一般社団法人が持分の定めのない法人で出資者がいないという点を利用する方法です。一般社団法人を設立し、個人の所有財産を一般社団法人に移転し（この際には譲渡所得税はかかります）、親族などの間で理事を交代し、実質的に財産を承継していくというものです。出資や持分がないので、相続税の課税財産がないということになります（株式会社の場合には株式に相続税が課せられます）。もちろん、相続税法上も相続税逃れに対しては否認規定がありますし、仮に否認されないとしても、税務当局の通達等運用も含めて税制改正が行われる可能性を指摘する税理士も少なくありません。タワーマンションの節税対策についても相続税回避が指摘され、国税不服審判所平成23年7月1日の判決のように否認されているケースもあります。

また、一般社団法人の中には、詐欺行為の温床として利用されている場合もあり玉石混交の状態ですので、取引の際には法人の実態に十分注意されるようにしてください。様々な場面での利用が可能なので、事業の内容によっては検討する価値はあると思います。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

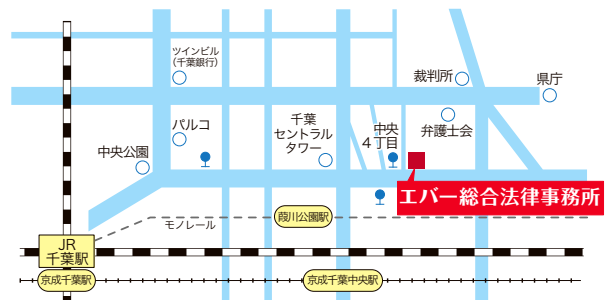
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。